

TOYOPET SL KART MEETING 2017茂原WEST CUP KART RACE

特別規則書

本競技会は、一般社団法人、日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則それに準拠した JAF 国内規則、JAF 国内カート競技規則とその付則、2017SL カート規則及び 2017 年茂原特別規則書に従って開催される。

茂原ツインサーキット

2017 茂原 WEST CUP

西コース開催

日程表

ヤマハ SS/SS レジエント ヤマハカデットオープン
ヤマハレディース TIA/ジュニア FP - ジュニア
SS チャレンジ KT ミーティング MAX ノービス
レンタルクラス コマーF、EX、

第1戦 3月19日
第2戦 5月28日
第3戦 7月16日
第4戦 8月13日
第5戦 9月17日
第6戦 11月26日

コースレイアウトの変更 Aコース Bコース Cコース Bコース

第1戦	A	第2戦	B	第3戦	C
第4戦	D	第5戦	A	第6戦	B

コースレイアウトは付属のコース図をご覧ください。

7月1日～2日 東コース

全日本カート選手権

FS125 第4戦

地方選手権 第4戦

FS125 FP3

ジュニア選手権 第4戦

FPジュニア FPジュニアカデット

第1章 大会開催に関する事項

第1条 競技会の名称

TOYOPEET SL カートミーティング 2017 茂原ウエストカップカートレース

第2条 競技種目

第1種競技車両(2017年JAF国内競技車両に定められる車両)及びリブレ車両、参考車両によるスプリントレース

第3条 開催クラスと出場年齢

JAF 公認競技会

FP-Jr (FP-2)

小学6年生～中学3年生(12才～15才未満)

YAMAHA - TIA ジュニア

小学4年生～中学生

YAMAHA - TIA

小学6年生以上

YAMAHA - SS (FP-2)

小学6年生以上(12才以上但し14才中学2年生まではSECとする。)

YAMAHA - レディス

〃

YAMAHA - SS レジェンド

45歳以上(当該年度)

オーガナイザーによる参考レース

KT ミーティング

12才以上

SS チャレンジ

12才以上

MAX ノービス

中学生以上

レンタルクラス

12才以上

YAMAHA カデットオープン

小学校2年生～中学1年生 (8才～12才)

コマー60 (エキスパート J-III)

小学校1年生～小学6年生

コマー60 (フレッシュマン J-III)

小学校1年生～小学6年生

コマー60 (エンジョイ J-III)

オーガナイザーが認めたもの

第4条 開催場所

住所 千葉県茂原市台田640

名称 茂原ツインサーキット 西コース

TEL 0475-25-4433

第5条 格式及び開催日

競技会格式 JAF 規定によるクローズド格式及びオーガナイザーによる参考レース

YAMAHA - SS

クローズド格式

YAMAHA - レジェンド

〃

YAMAHA - TIA / ジュニア

〃

FP - Jr

〃

YAMAHA カデットオープン

〃

YAMAHA レディス

〃

MAX ノービス

〃

KT ミーティング

参考レース

YAMAHA - SS チャレンジ

〃

レンタルクラス

〃

コマー 全クラス

〃

第6条 大会競技役員

特別規則書付則にて示す。

第2章 参加申込

第7条 参加申込は現金書留、又はサーキット受付窓口まで持参すること。

参加申込には参加申込書に漏れなく記入の上、参加料を添えて所定の窓口へ提出すること

第8条 参加資格

クローズド格式のドライバーは当該年度有効な SLO メンバーズカード、メンバーズブック SLO 安全協力会、加入証を所持していること。FP-Jr は SL 又は JAF カートライセンスを所持していること (KT ミーティングクラス含む)

参考レース：コマー、KT ミーティング、SS チャレンジ レンタルクラス

コマークラスは主催者が認めたもので、親権者が当該年度有効な SLO メンバースカード、メンバースブック又は JAF カートライセンス所持者とする。注、カデットオープン参加で満 10 歳未満の者が会員となる場合は親権者も会員となることが義務付けられる。

※参加者するドライバーは SLO 安全協会に加入していなければならない(一部のクラス)

※上記に出場するドライバーであまりにも技術レベルが未熟な者または関係者が公序良欲を乱す者に対しては参加を認めない場合がある。

※ピットクルーはドライバー1名につき 2 名以内とする。

追加する場合は追加料金、1 名 1,000 円

第 9 条 参加申込受付期間

大会開催日 1 週間前を締切日とする。締切日以降のエントリーは遅延エントリー料金 3000 円が参加料金と別に発生する。

第 10 条 参加料

1) FP - ジュニア	12,000 円
2) YAMAHA - T I A	12,000 円
3) YAMAHA - T I A ジュニア	12,000 円
4) YAMAHA - S S	12,000 円
5) YAMAHA - レジェンド	12,000 円
6) YAMAHA レディス	12,000 円
7) YAMAHA カデットオープン	12,000 円
8) YAMAHA - S S チャレンジ	8,000 円
9) MAX ノービス	8,000 円
10) KT ミーティング	8,000 円
11) レンタルクラス	5,000 円
12) コマーエキスパート	8,000 円
13) コマーフレッシュマン	6,000 円

第 11 条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対して大会事務局より参加受理又は参加拒否が通知される。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。
- 3) 参加を受理された後、参加を取り消すものに対して参加料は返還されない。
- 4) 参加料は口頭又は電話、FAX にて送信した場合も発生する。
- 5) 参加料の返金またはキャンセルはできない。キャンセルはリタイヤ扱いとなる。

第 3 章 競技に関する規定

第 12 条 公式車両検査

- 1) 「JAF 国内カート競技規則」カート競技参加に関する規定第 3 章に基づき車両検査が行なわれる。この際に非合法的な部分がありながらも、技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑惑が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。
- 2) ドライバーは公式車検に立ち会わなければならない。その際、服装に関しても「JAF 国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定、第 3 章 1 1 条において、技術委員の検査を受けなければならない。
- 3) 競技会に参加するドライバーは全員、計量が行なわれる。
- 4) 音量規制については「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 3 条によるものとし 78dB (A) + 3 dB を越えるものについてはタイムトライアルのタイムに下記の時間が加算される。

音量	加算タイム
81.5dB 以上 82dB 未満	0.25 秒
82dB 以上 82.5dB 未満	0.5 秒
82.5dB 以上 83dB 未満	1 秒
83dB 以上 83.5dB 未満	2 秒
83.5dB 以上 84dB 未満	4 秒

84dB を含み、84dB を越えるドライバーはレースから除外される。

5) 封印 (マーキング)

封印 (マーキング) が外れそうな (消えそう) 状態になった場合は、事前に技術委員長に

- 申し出ること。封印（マーキング）に関する故意の違反があった場合は、当該競技会を失格とする。なお、違反内容によっては当該年度シリーズの全得点を無効とする場合がある。
- a) 車検時においてエンジンの封印が実地される場合がある。封印後はエンジンの分解を行ってはならない。
 - b) シリンダーヘッド・シリンダーナットに車検時の封印のための穴をそれぞれ1つ施さなければならない。
 - c) 公式練習開始時間前までは技術委員長の承認のもとに封印の解除、及び再登録または再封印が認められる。

第13条 公式練習

「JAF 国内カート競技規則」カート競技運営に関する規定第6章第23条に基づく公式練習を行う。ピットアウトしスタートラインを通過する前にコース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認められる。公式練習中のショートカットは禁止される。

第14条 タイムトライアル

タイムトライアルは1ラップ計測もしくは5分間計測のどちらかで行うものとする。

- 1) 全てのドライバーはタイムトライアルに参加しなくてはならない。
参加しない場合はタイムトライアル失格とし予選ヒート最後尾となる。なお複数台ある場合はゼッケン順とする。
- 2) 1周計測の場合はゼッケン順のスタートとし、5分間計測の場合はこの限りではない。
- 3) ベストタイムが同タイムの場合は先にタイムを出した者を優先する。
- 4) 参加台数が26台以上の場合は2グループに分けて行う。
予選を2グループに分ける場合は、Aグループをタイムトライアル奇数順位、Bグループを偶数順位とし、両グループより決勝出場者を選出する。

第15条 レースの方法

- 1) 1レースとして行う場合、タイムトライアル、予選ヒート、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。
- 2) 2ヒート制の場合 タイムトライアル、ヒート1、ヒート2、ファイナルヒートの順で行いそれぞれのポイントの合計ポイントにおいて順位が確定する。
同点ポイントの場合はファイナルヒートの上位の者とする。
なお各グリッドポジションはヒート1はタイムトライアルの結果による。ヒート2はヒート1の結果により決定される。ファイナルヒートのグリッドはヒート2の結果により決定される。また順位は全ての合計ポイントにより決定される。(TT、ヒート1、ヒート2、ファイナルヒート) 同率ポイントの場合はファイナルヒートの順位が上位の者とする

第16条 予選ヒート周回数 (1レースの場合)

- 1) 10周 (変更になる場合もある)
 - ①ペナルティがあった場合は、下位の順位降格される場合がある。但し最下位を限度とする。
 - ②失格者は出走した最下位となる。

第17条 決勝ヒート、ファイナルヒートの周回数

- 1) 1レースの場合 決勝18周(変更となる場合もある。)
- 2) 2ヒート制の場合 ヒート1、2 各10周
- 2) ファイナルヒート周回数は次の様にする。(変更となる場合もある。)
コマーフレッシュマン 13周 コマーEX、カデット、FP - Jr 15周
KT ミーティング、ヤマハSS/SS レジェンド、MAX ノービス 15周

第18条 スタートの方法

- 1) 開催全クラス
ヒート1、ヒート2、ファイナルヒートともローリングスタートとする。
コース上のグリッドよりスターターの合図によりエンジンスタートしフォーメーションラップが開始される。フォーメーションラップ中は、蛇行運転、隊列に遅れた為のショートカット、速度を落として隊列が来るのを待つ行為も禁止される。またオーガナイザーが定めるポジション復帰禁止区間での追い越し、割り込みは禁止され、これに違反した場合は当該ヒート失格となる。フォーメーションラップ中、隊列を乱す者があった

場合は白／黒旗が掲示される。フロントローでそれが繰り返された場合は、赤旗停止後、最後尾に繰り下げられる場合がある。またフォーメーションラップ中、前方の車両がいなくなってもグリッドを詰めてスタートすることは許されない。これに違反した場合はペナルティの対象となる。またスタートライン手前25mに引かれたイエローラインを越えるまでは加速してはならない。スタートの合図はシグナルまたは日章旗とする。スタートの合図があってもスタートラインを通過するまでは車線変更、追い越しは禁止される。スタートに不備があった場合はミススタート旗が掲示される。この場合は各自、片腕を頭上高く上げスピードダウンし元のスタート時のポジションに戻らなければならない。またフォーメーションラップ中に隊列から大きく後れ、白地に赤バツテンのボードが示された者及びピットインした者は隊列の最後尾に着かなければならない。このとき複数台ある場合は先着順とする。

2) コマーエンジョイ (参考レース)

予選、決勝ともスタンディングスタートとする。
コース上の定められたグリッドよりグリーンフラッグの合図のもと1周のフォーメーションラップを行い所定のグリッドへ戻り一旦エンジンを切る。但しフォーメーションラップ中、コースアウト等で大きく遅れた場合は所定のグリッドへ着く事はできず最後尾に着かなければならない。複数台ある場合は到着順とする。またフォーメーションラップにも参加できない車両はピットスタートとなる。フォーメーションラップ開始後、3台以上の停止車両が発生した場合は一時中断し回収を行う。回収された車両はピットスタートとする。スタートの合図はシグナル又は日章旗としシグナルの場合は青のシグナルの点灯でスタートとしフラッグの場合は日章旗が振られた時点でスタートとなる。この場合シグナル点灯、振り下ろしより先にスタート(動いた)場合はフライングとなりペナルティが科せられる。スタート後大きなアクシデントがあった場合、赤旗を用いてレースを中断する場合がある。それが予選、決勝であっても周回数の60%以上走行している場合は赤旗が掲示された1周前の順位を結果とする。

3) コマーエキスパート、コマーフレッシュマン、(参考レース)

①同様ローリングスタートとする。(第3章18条1)と同等とする。)

第19条 その他に関する一般事項

- 1) 信号(フラッグ含む)については「カート競技会運営に関する規定」第3章第13条に従うものとする。但しスタートの合図はオーガナイザーの旗もしくは信号を用いる場合がある。
- 2) 走路審判員が反則または走路妨害行為とみなしたものに対してはペナルティが科せられる。さらにその行為が2回以上に及ぶ場合は失格とする。
- 3) ドライバーはルールに則ったドライバーサインをすること。
 - ①ピットイン、ピットアウトのサインは片腕を頭上高く上げること。
 - ②コース上で停止した場合のサインは、両腕を頭上高く上げ大きく振ること。
 - ③スローダウンするドライバーは片腕を高く上げる。

第20条 レースの終了

- 1) レース着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分以内にカートが自力で同ラインを通過したものは、そのラップが加算される。完走者となる為にはチェッカーに関わらず規定周回数の2分の1以上を完走しなければならない。
- 2) レースの順位は次の順位により、周回数の多い順に決定される。
 - ①チェッカーを受けた完走者(規定周回数の2分の1以上を完了しチェッカーを受けたもの。)
 - ②チェッカーを受けていない完走者(規定周回数の2分の1以上を完走したがチェッカーを受けなかった者)
 - ③不完走者(チェッカーに関わらず、規定周回数の2分の1以上を完走していない者)
 - ④同周回数の場合はその周回を先にコントロールを通過した者とする。
但し共に0周の場合はそのヒート、スタート時のグリッド順とする
 - ⑤レース(ヒート)周回数の60%以上が消化された場合。当該ヒートが成立する。

第4章 ピットに関する事項

第21条 ピットイン、ピットアウト

ピットアウト、ピットインする車両はイエローライン、ホワイトラインを踏んだり、カットしてはならない。またピットインした車両はピットロードを徐行し、必ずピットストップしエンジンを停止しなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となる。但しペナルティなどでドライブスルーなどの場合はこの限りではない。ピットアウトの車両もピットロードは指定された場所まで必ず徐行しなければならない。

第22条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない。またピット内での作業し得るものは、該当するクラスに出場しているドライバーと登録されたピットクルーのみとしピットクルーは指定されたピットゼッケンまたはクレデンシャルを着用しなければならない。ピット内、パドック内でのエンジンのウォーミングアップ(エンジン始動)は禁止される。これに違反したドライバーはペナルティが科せられる。走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合はピットクルー1名に限り、各自のピットエリアにおいてのみ表示する事ができる。またレース中の燃料補給は禁止される。

第23条 ピットクルー

「JAF 国内カート競技規則」「カート競技会参加に関する規定」第3章18条に基づきピットクルーの行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するが、レース中における場合ドライバーに直接統括の責任があるものとしピットクルーによる規則違反は当該ドライバーに対する黒旗の指示となることがある。

第24条 ピット

ピット内における火気の使用は一切禁止される。
ガソリンの保管は20ℓ以内の消防法に適合した金属製の携行缶でなければならない。

第25条 レース中のピットクルー

レース中、ピットクルーは自己のピットを離れてはならない。

第26条 車両保管

レース終了後の車両保管及び車両検査は次の通り行う。

- 1) 全車車両保管及び再車検を行う。保管が解除になったカートはエントラント、出場者及び関係者が速やかに引き取らなければならない。
- 2) 技術委員はスタートした全ての車両に関し、車検を行う権限を保有するものとする。技術委員は検査を行う際は、エントラントもしくはその代理人が責任を持って車両の分解組み立てを行わなければならない。ただし関係役員、エントラント及びドライバー以外は車検に立ち会うことはできない。
- 3) 技術役員が行う本条項の検査に応じない場合は失格とされる。
- 4) 車両保管は30分以上、所定の場所で行われる。
- 5) 大会競技中の違反は競技長によって勧告され、大会審査委員会によりペナルティが科せられる場合がある。
- 6) 大会審査委員会は、状況に応じて罰則を強化、軽減することができる。

第5章 ペナルティに関する事項

第27条 ペナルティ

ペナルティには次に上げる種類がある。

- ①警告
- ②ラップペナルティ
- ③降格ペナルティ
- ④失格

- 1) 警告は、その必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。
- 2) タイムペナルティはタイムトライアル中のイエローフラッグ無視等に科せられる。
- 3) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に対しヒート毎に科せられる。
- 4) 降格ペナルティは失格にならない程度の違反に対してヒート毎に科せられる。
- 5) 失格は下記の違反の行為にも科せられる。

- ①違法または不当に得たアドバンテージ。
- ②故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行う危険行為。

- ③与えられたオフィシャルの指示を故意に無視した場合。
- ④与えられたフラッグサインの無視。
- 6) 燃料の違反が発覚した場合は検査に伴う費用は本人が支払うものとしそれまでの全てのポイント、賞は剥奪され返却しなければならない。
- 7) 大会競技中の違反は競技長によって勧告され、大会審査委員長によりペナルティが科せられる場合がある。
- 8) 大会審査委員会は、状況に応じて罰則を強化、軽減することができる。

第6章 抗議に関する事項

第28条 抗議の方法と取り扱い

抗議の方法及び取り扱いについては、「JAF 国内カート競技規則」第13章に基づき書面をもって抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して、大会審査委員会に提出するものとする。

第29条 抗議の提出制限時間

本大会に関する抗議は、「JAF 国内カート競技規則」第13章に準ずる。

- 1) 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- 2) 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了30分以内とする。
- 3) 競技の成績に関する抗議は、その発表後30分以内とする。
- 4) クローズド格式のクラスは定められた費用を添えて抗議文と共に競技長に提出する。
抗議料 20,300円 (YAMAHA カデットオープン含む)
- 5) 参考レースによる抗議は一切受け付けない。

第7章 成績及び賞典に関する事項

第30条 得点基準 (賞典内容は別紙参照)

本カートレース出場のドライバーに対して与えられる得点は、次の得点基準を適用する。得点は、下記の内容で与えられポイントの制限以外の選手にはエントリーポイント(10位以下には1点)が与えられる。

- 1) レースの成立 各クラスとも5台以上あった場合にシリーズレースが成立する。
性能が近いクラスは混走となる場合がある。この場合の賞典は主催者が決定する。
- 2) 混走するクラスが各5台以上あった場合はクラス別賞典とする。
- 3) 5台以下の場合 4台は2位まで、3台1位のみ。の賞典とする。
- 4) 有効ポイント6戦のうち5戦を有効とする。

出走台数による賞典

出走台数	賞典
5台	3位まで
6～9台	4位まで
10～14台	5位まで
15～19台	7位まで
20台以上	10位まで

タイムトライアルポイント

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位以下
ポイント	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

ヒート1及びヒート2ポイント

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位以下
ポイント	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

ファイナルヒートポイント (第6戦のポイントは1.25倍となる。)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位以下
1～5戦	20	15	12	10	8	6	5	4	3	2	1
6戦	25	18.75	15	12.5	10	7.5	6.25	5	3.75	2.5	1.25

10位以下の選手にはエントリーポイント1点となる。

未出走の場合は0点となる。

また失格の選手は各ヒート1点のポイントとなる。

同率ポイントの場合はファイナルヒートの上位ものを上位とする。

上記の合計ポイントによりシリーズの順位が確定する。

5) 2レース制のクラスは有効6戦とし最終戦は1.25倍(上記同様)となる。

6) 10位以下の出場選手に1点のエントリーポイントが与えられる。

(出場選手とは公式練習に参加した選手を指します。)

7) ポイントの減額、参加台数が下回った場合はポイントが減額される(主催者発表)

8) シリーズの成立、6戦のクラスは4戦が成立しなかった場合は無効となる。

9) 年間シリーズに4戦(4大会)に参加しなかった場合シリーズのポイントは無効となる。

★**茂原年間シリーズ賞 カadetオープン、SS、SSレジェンド(SLレースに準ずるクラス)**

シリーズ優勝 1年間無料走行、シリーズ2位 半年間無料走行 第3位 3ヶ月間無料走行がそれぞれ授与される。但し各参加台数が下回った場合は減額されるものとする。

注、1年間は1月1日から1年間、6ヶ月、3ヶ月間は希望する日からとし翌年に繰り越しはできない。(走行には保険料として別途走行ごとに1日500円がかかります。)

SL全国大会に招待される選手は第4戦(8月13日)までのランキング1位の選手となる

★ **該当するクラスに参加するランキング1位の選手には特別報奨金50,000円が支払われる**

☆また該当するクラスで第5戦まで参加総台数が20台以下の場合は減額して特別報奨金20,000円を支給する。

第8章 その他の一般事項

第31条 損害の補償及びレンタル品

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品ならびにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。
- 2) エントラント、ドライバー、ピットクルーはコース所有者及びオーガナイザー、大会役員が一切の賠償責任を免除されていることを了解しなければならない。

第32条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは下記の権限を所有するものとする。

- 1) 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- 2) 大会冠スポンサーの広告を参加車両に貼り付けさせる事ができる。
- 3) やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録、変更について許可することができる。
- 4) 全てのエントラント、ドライバー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、映を報道、放送、出版に使用する権限を有し、この権限を第3者が使用することを許可できる。

第33条 中止、延期、変更

「JAF国内カート競技規則」カート競技会組織に関する規定第1章第6条に基づき、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還される。ただし保険料は返還されない。

なお、エントラント及びドライバーは、これによって生ずる損失についてオーガナイザーに抗議をする権限を保有しない。さらにオーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限も合わせて保有するものとする。

これに対する抗議は認められない。

第34条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示等で本規則発表後に生じた必要事項は公式通知によって公示される。

- 1) 大会事務局に掲示される
- 2) パドックの掲示板に掲示される
- 3) ドライバーズミーティングで指示される。
- 4) 緊急の場合は場内放送で通告される。

第9章 エンジン及びカートに関する事項

第35条 シャシー、エンジン及びタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジン、タイヤは車両申告書に登録済みの物のみとし下記の個数が認められる。ただしタイヤについては公式練習の際、登録していないものを使用することができる。

- YAMAHA SS/レジェンド/レディス/TIA/TIA ジュニア/FP-Jr/カデットオープン
シャシー 1基
エンジン 1基 (但し登録エンジンに問題が生じた場合は技術委員長確認のもと変更することが出来る。但し該当クラスの走行20分前までとする。)
★交換後のグリッドポジションは最後尾スタートとなる。また複数台の場合は申告順となる。
タイヤ ドライ 1セット レイン 1セット

- MAX ノービス
シャシー 1基
エンジン 1基 (但し登録エンジンに問題が生じた場合は技術委員長確認のもと変更することが出来る。但し該当クラスの走行20分前までとする。)
★交換後のグリッドポジションは最後尾スタートとなる。また複数台の場合は申告順となる。
タイヤ ドライ 1セット レイン 1セット

- コマー60
シャシー 1基
エンジン 1基 (但し登録エンジンに問題が生じた場合は技術委員長確認のもと変更することが出来る。但し該当クラスの走行20分前までとする。)
★交換後のグリッドポジションは最後尾スタートとなる。また複数台の場合は申告順となる。
タイヤ ドライ 1セット レイン 1セット

第36条 最低重量

YAMAHA - S S	1 4 5 K g	S S チャレンジ	1 4 5 K g
YAMAHA - SS レジェンド	1 5 0 K g	MAX ノービス	1 5 5 K g
T I A	1 4 0 K g	K T ミーティング	1 4 5 K g
T I A ジュニア	1 3 0 K g	レンタルクラス	1 4 5 K g
YAMAHAカデットオープン	1 1 0 K g	コマーフレッシュマン	8 5 K g
YAMAHAレディス	1 4 5 K g	コマーエキスパート	9 0 K g
F P - J r	1 3 8 K g		

第37条 ゼッケンナンバー

「JAF 国内競技車両規則」第2章第28条に従って、前後に取り付けること

第38条 吸気消音器

吸気消音器は CIK/FIA 公認またはヤマハ製の吸気消音器を取り付けなければならない。
尚この吸気消音器の改造は許されない。

第39条 ボディワーク

「JAF 国内競技車両規則」第2章第9条に従ったサイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネルを必備とする。なおサイドボックスはシャシーに最少2ヶ所で強固に固定されていなければならない。

第40条 燃料

「JAF 国内競技車両規則」第2章第25条に則った通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなくてはならない。
ガソリン及びオイルについては予告なく抜き打ち検査を行う場合がある。
この場合エントラント、参加者は必ずその指示に従わなければならない。

第10章 クラス別競技車両

第41条 YAMAHA-SS/レディス(12才以上但し15才以下はSECに限る) /SSレジェンド

1) エンジン

エンジンは国内仕様のヤマハ KT-100SD、SEC とし改造は一切禁止され一般市販状態でなければならない。(2017年 SL 規定に準ずる) 使用するエンジンは車検時に封印されるクラッチは2017年 SL 規定に準ずる。

2) キャブレター

WB3A、WB21、WB33 でなければならない改造、部品変更は一切禁止される。

またヤマハ純正、26.0Φmm公差±0.5mm以下のジョイントキャブレターを装着しなければならない。(品番指定 787-13586-00)

3) 点火系統

いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。ただしプラグキャップの交換はKT100J、S、SP、YZ80、85、125のものの使用が認められる。

①スパークプラグ、電極は1つで、発火部形状はプロジェクトタイプ(突き出し)タイプかスラントタイプ(斜方)タイプの市販されているものとする。サイズはネジ部がΦ14mm×長さ19mm以下のものに限定される。ガスケットの削除、追加も認められない。

4) クラッチの改造は認められない。(2017年 SL 規定に準ずる)

5) 排気系統、エキゾーストパイプ、マフラー、サイレンサーは、ヤマハ純正品とし改造は一切禁止され市販状態でなければならない。ただしエキゾーストガスケット、ジャバラは純正部品以外の使用が認められるがジャバラ、または鉄管などで中に整流版や口径や内径を絞るようなものは禁止される。

6) シャシー

「JAF国内カート競技車両規則」第2章に合致するもので、下記の細目を満たしてはならない。

①シャシーSL規定、自由、フロントブレーキ禁止

リアアクスル 50Φmm以下

②JAF規定フロントブレーキ禁止

③フロントフェアリング、サイドボックス、フロントパネルを必備とする。

④一般市販品の範囲で変更自由。メーカー純正品またはCIK公認一般市販のリアプロテクション必備。

⑤吸気消音器はCIK/FIA公認またはヤマハ純正品とし切削・加工・改造は禁止
1つの吸入径は23Φmm以下とする。

⑥ホイールハブ 改造、変更とも自由

⑦ホイール

一般市販品でモデル、材質の変更は自由、

タイヤを付けた最大幅

フロント135mm リア215mm であることとする。

⑧タイヤ SS/レディス ドライ ブリヂストン SL-17

レイン ブリヂストン SL-94

SSレジェンド ドライ ダンロップ SL-FD

レイン ダンロップ SL-W2

★SSレジェンドクラスに使用したタイヤは登録から2レースは交換が認められない。(間を開けての使用は不可とし年間3セットまでの使用とする。)

⑨最低重量 YAMAHA-SS/レディス145Kg

SSレジェンド 150kg

第42条 KTミーティング

エンジンはKT100SEC、SCとし改造は一切禁止され14.5φmmのテーパージョイントを必備とする。

①参加年齢、中学生以上、又はオーガナイザーが認めた者とする。

②その他の諸規則は上記第41条と同等とする。

③リアバンパーは旧タイプも使用可とするがリアプロテクションを推奨する。

④タイヤは現在各メーカーから販売されているSLタイヤのみとする。

但し SL6 等のセミハイグリップの使用は禁止される。

⑤ ギア規制 フロント 10 丁 リア 86 チェーン 219 使用

⑥ 最低重量 145kg

第 4 3 条 SS チャレンジ

エンジンは KT100SEC/SC/SD とし改造は一切禁止され 14.5φmm のテーパジョイントを必備とする。

- ① 参加年齢中学生以上、又はオーガナイザーが認めた者とする。
- ② その他の諸規則は上記第 41 条と同等とする。
- ③ リアバンパーは旧タイプも使用可とするがリアプロテクションを推奨する。
- ④ タイヤは現在各メーカーから販売されている SL タイヤのみとする。

但し SL6 等のセミハイグリップの使用は禁止される。

最低重量 145kg

第 4 4 条 レンタルクラス

ショップからのレンタルカートで参加するものとする。(マイカートは禁止される)

エンジンは KT100SEC/SC とし改造は一切禁止され 14.5φmm のテーパジョイントを必備とする。

- ① 参加年齢、中学生以上、又はオーガナイザーが認めた者とする。
- ② その他の諸規則は上記第 41 条と同等とする。
- ③ タイヤは現在各メーカーから販売されている SL タイヤのみとし新品タイヤは禁止される。(SL6 等のセミハイグリップの使用は禁止される。)

レインタイヤ使用についてはレイン宣言からの使用とする。

④ ギア規制 フロント 11 丁 リア 86 チェーン 219 使用

⑤ 最低重量 145kg

ウエイトを使用せず 155kg 以上ある場合は 19.8φ のテーパジョイントを使用することが出来る。

第 4 5 条 FP-ジュニア (12 歳 (当該年度) 以上 15 歳未満)

1) エンジン

エンジンは国内仕様のヤマハ KT-100SEC とし改造は一切禁止され一般市販状態でなければならない。エンジンは車検時に封印される。

クラッチは純正部品とする。

2) キャブレター

WB3A、WB21、WB33 でなければならず改造、部品変更は一切禁止される。

3) 点火系統は、いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。ただしプラグキャップの交換は KT100J、S、SP、YZ80、85、125 のものの使用が認められる。スパークプラグの電極は 1 つで、発火部形状はプロジェクトタイプ (突き出し) タイプかスラントタイプ (斜方) タイプの市販されているものとする。サイズはネジ部が Φ14mm × 長さ 19mm のものに限定される。ガスケットの削除、追加は認められない。

4) クラッチの改造は認められない。(2017 年 SL 規定に準ずる)

5) 排気系統、エキゾーストパイプ、マフラー、サイレンサーは、ヤマハ純正品とし改造は一切禁止され市販状態でなければならない。ただしエキゾーストガスケット、ジャバラは純正部品以外の使用が認められるがジャバラ、または鉄管などで中に整流版や口径や内径を絞るようなものは禁止される。

6) シャシー

「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章に合致するもので、下記の細目を満たしてはならない。

① JAF 規定フロントブレーキ禁止

② フロントフェアリング、サイドボックス、フロントパネルを必備とする。

③ 吸気消音器は CIK/FIA 公認またはヤマハ純正品とし切削・加工・改造は禁止される。
1 つの吸入径は 23Φmm 以下とする。

④ ホイールハブ：一般市販品で変更、加工自由

⑤ リアプロテクション

必備とする。

- ⑥ホイール：一般市販品で変更自由
- ⑦タイヤ 横浜
ドライ SL07
レイン SL94

第46条 YAMAHA カデットオープン（小学2年生以上～）

1) エンジン

エンジンは国内仕様のヤマハ KT-100SEC とし改造は一切禁止され一般市販状態でなければならない。（2017年 SL 規定に準ずる）使用するエンジンは車検時に封印される。
セルスターター付 2017年 SL 規定に準ずる。

2) シャシー

①シャシー SLO 規定（SLO 登録フレーム内であればいずれのメーカーでも使用可能）

SLO 登録車、ホイールベース 900mm~950mm チューブ径 28Φmm以下

リアアクスル 30Φmm 以下でフレームメーカー純正品全長 960mm以下

②改造、変更。

寸法、形状、材質の変更禁止。スタビライザー等の補助装置の追加も禁止される。

（TIA 用フロントスタビライザーオプション品は可）

メインシートステー、シートサブステーの溶接、追加、位置変更は認められる。

③フロントフェアリング、サイドボックスを必備とする。

④フロントブレーキ禁止

⑤ホイールハブ：一般市販品で変更とも自由、改造禁止

⑥メーカー純正リアプロテクションまたは一般市販のリアプロテクションを必備とする。

⑦ホイール ドライ用 リム幅フロント：130mm リア用：180mm

レイン用 リム幅フロント：130mm リア用：180mm

⑧タイヤ ドライ 横浜 SL-J

レイン 横浜 SL03

2) キャブレッター

キャブレッターは WB3A、WB21、WB33、改造、部品変更禁止。14.5Φmm テーパージョイント装着（品番指定 7YU13586-09）

3) 点火系統は、いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。ただしプラグキャップの交換は可とする。（ただしヤマハ純正とする）

①スパークプラグ、電極は1つで、発火部形状はプロジェクトタイプ（突き出し）タイプかスタントタイプ（斜方）タイプの市販されているものとする。サイズはネジ部がΦ14mm×長さ19mmのものに限定される。ガスケットの削除、追加は認められない。

4) クラッチ

クラッチはフリーライン純正品とし旧型、新型とも使用可能、改造禁止とする。

5) 排気系統

エキゾーストパイプ、マフラー、サイレンサーはヤマハ純正品とし改造は一切禁止され市販状態でなければならない。但しエキゾーストガスケット、ジャバラは純正品以外の使用が認められるがジャバラ、または鉄管などで中に整流版や口径を絞るようなものは禁止される。

第47条 MAX ノービス

1) エンジン

ロタックス社製 FR125MAX としメーカー出荷状態、無改造とし一切の変更を禁止する。

① 総排気量 124.8cc

② リストリクター装着とする。排気 19Φmmの純正リストリクターを使用すること。

③ 点火系統は如何なる改造も禁止される。

④ クラッチはメーカー純正品に限る。加工、改造は禁止される。

⑤ スキッシュの測定方法はRMCテクニカルレギュレーションの方法に沿って行われる。

⑥ ラジエター液は添加剤を含まない水のみを使用とする。

2)キャブレッター：キャブレッターは純正品とし一切の加工、改造は禁止される。

3)排気系統：純正品無改造。公認書記載寸法通り。

- 4) マフラー:純正品無改造とする。
5) 吸気消音器 純正品のみ使用可能。加工改造禁止。レイン走行時のみ雨カバー装着可能。
6) シャシー 自由
外装品とタイヤ位置規定については前後輪ともカウル等の外装品もしくはリアプロテクションの外端から1mm以上外に出ていること。
7) 競技ナンバー:
① カートは、前方、後方及び側方から明瞭に識別できるよう、競技 ナンバーを取り付けなければならない。
② 競技ナンバーは、車検を受ける前にオーガナイザーが指定したナンバーを取り付けなければならない
8) タイヤ

ドライ UNILLI
レイン MOJO W2、W3

- 9) 最低重量は 155kg (ドライバー乗車時) 以上とする。
10) ギア規制 フロント12丁 リア84とする。

第48条 コマー60

- 1) エンジン
W60 (メーカー出荷状態、無改造とし一切の変更を禁止する。)
コマーの純正エンジンキャブレター (ティロットソン HL166) のみとする。
改造不可、チョーク付とする。 ただしニードル調整ノブの取付けは可能とする。
①メーカー一般市販状態に限る。
②最大排気量 61cc (メーカー出荷状態)
③点火系統は如何なる改造も禁止される。
④クラッチはコマー社製の一体型、バネ式2種類を使用可能とその改造は一切禁止される。
⑤ケースベアリングは純正または一般市販されているベアリングの使用とする。
⑥オイルシールは純正または一般市販されているものとする。
⑦スキッシュ ピストンが上死点のとき、ピストンピン方向のどちらか片方が 1.0mm 以上のスキッシュエリアを確保していること。
2) キャブレター
①コマーの純正エンジンキャブレター (ティロットソン HL166) のみとする。
改造不可、チョーク付とする。 ただしニードル調整ノブの取付けは可能とする。
②吸気消音器
キャブレターに 100cc クラスの専用フランジを取り付けて CIK/FIA 公認のノイズボックスの装着を必備とする。 吸気孔の1つの孔の大きさは 22Φmm以下とする。
3) 点火系統
点火系統は、如何なる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。
ただしプラグキャップの交換は可とする。
①スパークプラグ、電極は1つで、発火部形状はプロジェクトタイプ (突き出し) タイプかスラントタイプ (斜方) タイプの市販されているものとする。サイズはネジ部が φ14mm×長さ 19mm のものに限定される。ガスケットの削除、追加は認められない。
②マフラー、コマー社製純正の標準タイプを使用する。スポーツマフラー、エキゾーストの使用、その他一切の改造を禁止する。
4) シャシー
①全長 130cm 以上、150cm 以下、全幅 130cm 以下、ホイールベース 850cm~950mm(±5mm)以下
リアアクスル 30φmm 以下の無垢シャフト、中空の場合は肉厚 4.9mm 以上、ブレーキは油圧式または、機械式ブレーキ使用(CIK/FIA 規格で 60 cc 専用シャシー)
ホイールベース 850mm~950mm 以下 (±5mm 以下)
タイヤ ドライ ダンロップ フロント SL-83 リア DL SL/J
レイン ダンロップ SL-94 または SL-W2
②ジュニアカート専用のフロントフェアリング、フロントパネル、サイドボックスを必備とする。

5) フロントブレーキは禁止される。

6) リアプロテクション装着は必備。

第49条 ドライバーの服装

ドライバーの服装は、競技会を安全に行うため装備の一部とみなされ車検時に技術委員の承認を得なければならない。

- ① ヘルメット：フルフェイスでなければならず、JIS-C 規格以上の規格に適合したものの使用が推奨される。(CIK/FIA 公認のジュニア用ヘルメットを推奨する)
- ②レーシングスーツ:皮製もしくはJAF/CIK 公認のレーシングカートスーツの着用が義務付けられる。
- ③グローブ：グローブは手首まで完全に覆うもので、皮製もしくは合皮とする。
- ④シューズ：足首まで完全に包むものでペダル操作に支障をきたさないものとする。(レーシングシューズが望ましい、また足首は露出しない様覆うこと)
- ⑤安全のためジュニアクラス参加のドライバーはリブプロテクターベスト、ネックガードの着用を義務付ける。(中学生以下までとする。)
- ⑥ヘルメット装着時のアシストフードの着用を推奨する。

第11章 広告に関する事項

第50条 広告

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告についてオーガナイザーは下記のものに関し抹消する権限を有し、かつドライバーは拒否することはできない。

- 1) 公序、良欲に反するもの。
- 2) 政治、宗教に関連したもの。
- 3) 本大会に関係するスポンサーと競合するもの。

第12章 保険

1. 保険加入の義務

カートレースに参加する選手は必ず有効な傷害保険に加入していなければならない。

保険金の支払い方法

オーガナイザーの付保する保険とは別にドライバー900万円、ピット要員1名400万円以上のカート競技に有効な保険に加入していなければならない。

大会事務局が付保する傷害保険の内容及び保険金支払方法保険金額は、被保険者1名について以下の通りとする。

保険金額は被保険者1名について次の通りとする。

(1)ドライバー保険金額 普通条件 500万円

(2)ピットクルー保険金額 普通条件 500万円

A 死亡保険 事故の日から180日以内に死亡した場合保険金額全額(普通条件)支払われる。

B 後遺障害保険金額 事故の日から180日以内に身体の一部をなくしたり、その機能を無くした場合は、その程度に応じて保険金額(普通条件)の下記割合で支払われる。

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1)終身自由を行うことができない場合 | 100% |
| (2)両方の眼が見えなくなった場合 | 100% |
| (3)腕または足(関節より上部)をなくした場合 | 60% |
| (4)両方の耳が聞こえなくなった場合 | 80% |
| (5)ソシャクまたは言語の機能をなくした場合 | 100% |
| (6)片方の眼が見えなくなった場合 | 60% |
| (7)鼻を無くした場合 | 15~30% |
| (8)片方の手の親指(指関節より上部)を無くした場合 | 20% |
| (9)片方の耳が聞こえなくなった場合 | 30% |
| (10)片方の耳を無くした場合 | 3~15% |
| (11)片方の手の人さし指を無くした場合 | 8% |
| (12)足の親指を無くした場合 | 10% |
| (13)親指・人さし指以外の手の指を1本無くした場合 | 10% |
| (14)親指以外の足の指を1本無くした場合 | 5% |

前記の各号に該当しない不具発疾については保険加入者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく、身体の完全に破損程度に応じて、かつ前記各号の区別に準じて50%以内で保険金が支払われる。

C 入院保険金・通院保険金

障害の結果として平常の業務に支障をきたし、しかも医師の治療を要する時に支払われる保険金で平常の業務に従事することが出来るようになるまで1日について、入院の場合は5,000円、通院の場合は2,500円が支払われる。

D 手術保険金 入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内にケガの治療を目的に手術を受けられるとき〔入院保険金日額〕×〔手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍・20倍・40倍)〕

E 付添看護保険金

入院保険金が支払われる場合で、所定の状態になり、医師が付添を必要と認めた期間に職業付添者(入院先の病院・診療所と雇用関係にある者を除きます)を雇い入れたとき〔入院保険金日額〕×50%×〔付添者の雇用日数(ただし事故日から180日以内の雇入日数が限度)〕

F その他の規定

(1)入院保険金の支払いは180日を限度とする。

(2)通院保険金の支払いは90日を限度とする。

(3)事故による傷害については後遺障害保険金と重ねて支払われる場合はその合算額が支払われる。

(4)健康保険、労災保険その他の給付には関係なく、保険金は支払われる。

G 保険金請求についての必要書類

(1)傷害事故の程度を証明する所定の医師の診断書

(2)全治した時の医師の治癒証明書

傷害時事故の場合

(3)死亡診断書および戸籍謄本

死亡事故の場合

(4)競技長の事故確認書

傷害、死亡とも

2017年

【抜粋】SLエンジン規定

エンジンは日本国内仕様のKT-100SDかKT-100SCまたはKT-100SEC(セル付き)とし改造は一切禁止され市販状態でなければならない。ただしカーボンの除去やキズ修正は研磨とみなされない限りの範囲で認められる。

なお、エンジンは7YA・7YB・7YD・7YE・7YF・7YT・7YU型に限られます。

対象商品=シリンダーヘッド、シリンダーボディ、シリンダーヘッドガスケット、シリンダーガスケット、ピストンピン、ピストンピンクリップ、コンロッド、ベアリング類、クランク、クランクピン、オイルシール、クランクケース、ピストン、ピストンリング、コンロッドは下記のパーツNoに限る。

7F6-11651-00 7F6-11651-01 7F6-11651-02 164系は使用可、397は使用不可

●ピストン

ピストンおよびリングのオーバーサイズは純正部品への変更が認められる。

787-1163*-15 (または05) 787-1163*-14 (または04) 787-1163*-13 (または03)。およびKT100FP用のJ67の使用が認められる。131-11633-00ピストンピンは全ての指定ピストンと組み合わせできる。

J67-11633-00ピストンピンは787-1163*-15 (または05) 787-1163*-14 (または04)のみ組合せができる。

●シリンダー

シリンダーボディは図A部に縦10mm、横16mmの座および「7ET」の浮き文字があるものとする。シリンダーボディサイズは52.61mmまで可能とする。シリンダーガスケットは純正の7ET-11181-10またはSLO公認調整用ガスケットとする。カデットクラス(2クラス)は、純正の7ET-11181-10シリンダーヘッドガスケットを3枚使用することとし再使用により厚さが3枚で1.2mm未満になったシリンダーガスケットの使用は不可とする。

●スキッシュエリア規定

カデットクラス(2クラス)を除く全クラスでスキッシュエリアの確保が規制される。SLカートミーティングで使用するKT100エンジンの、ドライブ側と、電気側の両サイドのスキッシュエリア数値2ヶ所を計測し、その数値の合計が4.5mm以上あることとする。メーカー出荷状態で装着されているシリンダーガスケット(品番7ET-11181-10)1枚の状態の数値が確保できない場合は、メーカー純正の7ET-11181-10ガスケットまたは、SLO公認(銅製の3種類)調整用ガスケットのいずれかを用いて、スキッシュエリア数値を規定内で確保すること(枚数に制限なし)

「指定調整用ガスケット」

1. ヤマハ純正(7ET-11181-10)

2. SLO公認

0.05mm・0.1mm 0.2mmの3種類(銅製)

*使用例

調整用のガスケットは指定されたものであれば枚数や組み合わせに制限はありません。

1. 純正のアルミガスケットのみを1枚か2枚以上入れて調整
2. 純正のアルミガスケットとSLO公認の調整用銅ガスケット(サイズいずれか)を組み合わせ調整
3. SLO公認の調整用ガスケット3種いずれかを組み合わせ調整

*測定方法

プラグホールから3.0Φmm以上のハンダを注入し、排気ポートに対し直角方向の指定された箇所(ドライブ側または電気側)にセットし、クランクシャフトを1回転させ潰れたハンダの厚みの合計が4.5mm以上あればスキッシュエリアの検査は合格とする。

●シリンダーヘッド

シリンダーヘッドはYAMAHA浮き文字があり、改造防止のフライス加工、下図Bを追加したものに限られます。クランクケースについては7YA・7YB・7YD・7YE・7YG・7YT・7YU打刻Noのものに限られます。ただし部品販売については同仕様のものとし、クランクシャフトはKT-100FP用(7YG)のも、及びKT100SP用(167)のクランクシャフト大端ベアリングおよびクランクサイドベアリングの使用が認められる。コンロッドは大端規制方式に限られます。

プラグキャップは、KT-100J、S、SP、YZ80、85、125のもの使用が認められます。

●クラッチ

クラッチを装着する場合は、乾式SLクラッチまたはヤマハクラッチを必備とし、改造・加工は不可とします。構成部品は全て純正部品とし、他メーカーの部品に交換することは禁止されます。湿式のクラ

ッチシューは、7YB-16623-00 とし、表面に溝のないタイプの物とします。

クラッチハウジング、クラッチシューに回転を円滑にするためのオイルやグリス類の塗布は禁止される。クラッチハウジングのドライブsprocketの歯車変更のための切削・溶接をともなう改造は禁止されます。クラッチ付きエンジンを搭載しているカートはカットオフ装置を必ず備えていることとします。この装置は、ドライバーがカートを運転中、正常に着座して容易に操作し得るように設けられていなければなりません。

SL クラッチの場合、ドライブsprocketは、カデットオープン、TIA ジュニアクラスにおいては 219 ×10 丁または 11 丁の「フリーライン SL」の刻印が入っているものに限り使用できる。

ヤマハ TIA、SS オープン、スーパーSS はフリーライン製以外の使用も可とし歯数の制限はありません SL クラッチカバー（ハウジングカバー）および SL クラッチにおいては SL クラッチプロテクター（サポートおよび SL クラッチカバー）を取り付けなければならない。

●セルモーター

セルモーター部品は全て純正品でなければならず、改造は一切禁止される（カーボンブラシおよびブラシワイヤーの補修は可）

●スターター

リコイルスターターの装着は認められます。RC-100JF、J、SC のリコイルスターターをボルト、ナット、で取り付けることが可能です。（取り付けのためにエンジン自体を切削したり、溶接したりすることは禁止される）

●吸気系統

使用できるキャブレターは WB3A・WB21・WB33 で改造は一切禁止される。但し、キャブレター部品について相互交換および YAMAHA 純正品との交換は認められる。また、チョーク付きのものについてはチョークレバーを取り外したりチョーク孔を埋めることは認められる。

アルミのプレート（プレート 1：7YA-14346-00）の取付けは禁止され各種ジョイントキャブレターの前後はガスケットが取り付けられること。（メーカー出荷状態で装着されている場合は取り外すこと）対象部品＝キャブレターASSY、キャブレターガスケット、ジョイントキャブレター、マニホールド、ジョイントエアクリーナー

●インテークサイレンサー

全てのクラスの吸気消音器（インテークサイレンサー）は量産市販されている CIK/FIA 公認実績品の吸気消音器またはヤマハ純正吸気消音器を必備とする。吸気消音器本体の構成部品は純正品（取付け口のゴム部品を除く）であること。吸気消音器本体の構成部品の切削・加工・改造は禁止され 1 つの吸入チューブ径が 23mmφ以下とします。吸気消音器（インテークサイレンサー）本体にエアフィルターが内蔵されているタイプに関してはエアフィルターがメーカー出荷状態であることとしボディ本体やエアフィルターの切削・加工・改造は禁止される。ジョイントキャブレターマニホールド、ジョイントエアクリーナーは下記部品番号のものとし改造は一切禁止される。

ジョイントキャブレター公差は±0.5mm 以下とする。

ヤマハカデット/KT ミーティング 14.5Φmm (7YU-13586-09)

ヤマハ TIA ジュニア 19.8Φmm (7YA-13586-00)

ヤマハ TIA/SS/スーパーSS：26Φmm (787-13586-00)

全クラス：マニホールド (7TA-13585-00)

全クラス：ジョイントエアクリーナー (7YF-14453-03)

●点火系統

改造は一切禁止され市販状態とします。点火方式は TCI とし 7ET 系(ステーターと TCI ユニットが一体式)に限られます。ローター本体の改造も一切禁止され軽量化を目的とした削り込み加工などを防ぐため TCI ローターに寸法規定が追加される

① 市販状態のローター幅（厚さ）33mm、製造交差±0.5mm

② TCI ローターの直径：60φmm、製造交差+0mm、-0.1mm

③ 寸法測下記図①～③の 3ヶ所附近にて厚みと直径を実測する。

④ 幅を直径以外の個所でも、ローターに加工等の変更を加えることは違反改造となる。

b) 点火プラグは一般市販状態のネジ山長 19mm 以下のものに限られる。プラグワッシャーも含めて市販状態とし、ネジ山長の変更も禁止される。

プラグキャップは、KT-100J、S、SP、YZ80、85、125 のものの使用が認められます。

●排気系統

7YT 型以降のものとし、改造は一切禁止され市販状態とします。

対象部品＝エキゾーストパイプ、マフラー、サイレンサー、エキゾーストガスケット、およびジャバラは純正部品以外の使用が認められます。

なお、エキゾーストジョイントはヤマハ純正品もしくはそれと同等なものとしエキゾーストパイプやマフラーとの段差を無くす様な内径に変化のあるものおよび整流板などが取り付けられたものの使用は禁止される。

●その他

純正部品以外の使用が認められるもの以下の通りとします。

プラグ、エキゾーストジョイント(ジャバラ)、エキゾーストガスケット、ボルト/ナット、(キャブレター部品を除く)ワッシャー、スプリング、キー(ローターキーを除く)、ブラケット、ワイヤー、ホース、ホースクリップ、バンド、

●その他品番規制パーツ

2017 年 SLO メンバーズ BOOK の諸規則を確認下さい。

●外装品とタイヤの位置規定

ドライタイヤ、レインタイヤを問わず全車輪をまっすぐに向けた状態で、前輪はフロントカウルおよびサイドボックスの前端から 1 mm 以上出ていること。同じく後輪はサイドボックス (またはリアプロテクション) から 1mm 以上でも外に出ていること。

別表(第7章 賞 典)

台数	優勝	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位
20～	楯 走行券 3枚	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 2,000円引券

第8位	第9位	第10位
楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券	楯 割引券 1,000円引券

台数	優勝	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位
15～19	楯 走行券 3枚	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 走行券 2,000円引券	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券	楯 割引券 1,000円引券
10～14	楯 走行券 3枚	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券		
6～9	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券			
5	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券				

ポールポジション賞 YAMAHA カデットオープン、FP-ジュニア、
YAMAHA-SS/SS レジェンド、コマーEX クラス

(タイムトライアルの結果による最上位者、但し参加車両が10台未満の場合は支給されない。)